

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第103号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則

(事業)

第1条 京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例（以下「条例」という。）

第2条第1項第1号に規定する別に定めるものは、別表第1の左欄に掲げる障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。

2 条例第2条第2項第1号に規定する別に定めるものは、別表第2の左欄に掲げる障害者支援施設（法第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。

(身体障害者福祉センター利用証)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する事業に関し京都市みぶ身体障害者福祉会館、京都市山科身体障害者福祉会館及び京都市洛南身体障害者福祉会館（以下「身体障害者福祉会館」という。）を利用しようとする者は、利用の際、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）から交付を受けた京都市身体障害者福祉センター利用証を提示しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 京都市身体障害者福祉センター利用証の交付を受けようとする者は、京都市身体障害者福祉センター利用証交付申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(身体障害者福祉会館の利用の申込み)

第3条 各種の会合等のために身体障害者福祉会館を利用しようとする者は、あらかじめ京都市身体障害者福祉センター利用申込書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(開所時間及び休所日)

第4条 条例第4条第1項に規定する別に定める障害福祉サービス事業所の開所時間及び

同条第2項に規定する別に定める障害福祉サービス事業所の休所日は、別表第3の左欄に掲げる障害福祉サービス事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

- 2 京都市聴覚言語障害センターの開所時間及び休所日（条例第2条第2項第4号及び第5号に掲げる事業に係るものに限る。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後5時まで

休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（利用料金）

第5条 条例第7条第2項第2号に規定する別に定める額は、障害者自立支援法施行令第21条第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

- 2 条例第7条第2項第3号に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 利用時間が4時間未満である場合 1,870円
- (2) 利用時間が4時間以上8時間未満である場合 3,760円
- (3) 利用時間が8時間以上である場合 5,050円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（関係規則の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 京都市身体障害者福祉センター条例施行規則
- (2) 京都市桂川療護園条例第6条第2項の利用料金を定める規則
- (3) 京都市聴覚言語障害センター条例第7条第2項の利用料金を定める規則
- (4) 京都市障害者支援施設大原野の杜条例施行規則
- (5) 京都市身体障害者授産施設条例第2条第1項第1号の事業を定める規則
- (6) 京都市知的障害者授産施設条例第2条第2項第1号の事業を定める規則

別表第1（第1条関係）

名 称	実 施 す る 事 業
京都市紫野障害者授産所	(1) 法第5条第7項に規定する生活介護 （以下「生活介護」という。） (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）
京都市よしだ学園	就労継続支援
京都市よしだ福祉工場	就労継続支援
京都市飛鳥井学園	(1) 法第5条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。） (2) 就労継続支援
京都市西ノ京障害者授産所	(1) 生活介護 (2) 就労移行支援
京都市みぶ身体障害者福祉会館	生活介護
京都市みぶ学園	就労継続支援
京都市みぶ障害者授産所	就労継続支援
京都市山科身体障害者福祉会館	生活介護
京都市やましな学園	(1) 生活介護 (2) 就労継続支援
京都市山科障害者授産所	(1) 生活介護 (2) 就労継続支援
京都市山科障害者デイサービスセンター	生活介護
京都市洛南身体障害者福祉会館	生活介護
京都市洛南障害者授産所	就労継続支援
京都市うずまさ学園	(1) 生活介護 (2) 就労継続支援
京都市太秦障害者デイサービスセンター	生活介護

京 都 市 桂 授 産 園	就労移行支援
京都市桂川障害者デイサービスセンター	生活介護
京 都 市 ふ し み 学 園	生活介護
京 都 市 伏 見 障 害 者 授 産 所	(1) 生活介護 (2) 就労継続支援
京都市伏見障害者デイサービスセンター	生活介護
京 都 市 だ い ご 学 園	(1) 就労移行支援 (2) 就労継続支援
京 都 市 横 大 路 学 園	就労継続支援
京 都 市 横 大 路 福 祉 工 場	就労継続支援

別表第2（第1条関係）

名 称	実 施 す る 事 業
京都市聴覚言語障害センター	(1) 生活介護 (2) 就労移行支援
京 都 市 桂 川 療 護 園	(1) 生活介護 (2) 法第5条第8項に規定する短期入所 (以下「短期入所」という。)
京都市障害者支援施設大原野の杜	(1) 生活介護 (2) 短期入所

別表第3（第4条関係）

区 分	開 所 時 間	休 所 日
	午前8時30分から	日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）並びに1

京都市紫野障害者授産所		午後5時まで	月2日及び同月3日 (以下「年始」という。) 並びに12月29日から同月31日まで(以下「年末」という。)
京都市よしだ学園		午前8時30分から 午後5時まで	日曜日, 土曜日, 休日 並びに年始及び年末
京都市よしだ福祉工場		午前8時30分から 午後5時まで	日曜日, 土曜日, 休日 並びに年始及び年末
京都市飛鳥井学園		午前8時30分から 午後5時まで	日曜日, 土曜日, 休日 並びに年始及び年末
京都市西ノ京障害者授産所		午前8時30分から 午後5時まで	日曜日, 土曜日, 休日 並びに年始及び年末
京都市みぶ身体障害者福祉会館	条例第2条第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る部分	午前8時30分から 午後5時まで	日曜日, 土曜日, 休日 並びに年始及び年末
京都市みぶ身体障害者福祉会館	条例第2条第1項第2号に掲げる事業に係る部分	午後1時から午後9時まで	月曜日(月曜日が休日に当たる場合を除く。) 並びに1月1日, 年始及び年末
京都市みぶ学園		午前8時30分から 午後5時まで	日曜日, 土曜日, 休日 並びに年始及び年末
京都市みぶ障害者授産所		午前8時30分から 午後5時まで	日曜日, 土曜日, 休日 並びに年始及び年末
京都市山科身体障害者福祉会館	条例第2条第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る部分	午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日, 火曜日, 休日 並びに年始及び年末

害者福祉 会館	条例第2条第1 項第2号に掲げ る事業に係る部 分	午後1時から午後9 時まで	火曜日並びに1月1 日、年始及び年末
京都市やましな学園		午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日 並びに年始及び年末
京都市山科障害者授産所		午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日 並びに年始及び年末
京都市山科障害者デイサ ービスセンター		午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日 並びに年始及び年末
京都市洛 南身体障 害者福祉 会館	条例第2条第1 項第2号に掲げ る事業以外の事 業に係る部分	午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、火曜日、休日 並びに年始及び年末
害者福祉 会館	条例第2条第1 項第2号に掲げ る事業に係る部 分	午後1時から午後9 時まで	火曜日並びに1月1 日、年始及び年末
京都市洛南障害者授産所		午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日 並びに年始及び年末
京都市うずまさ学園		午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日 並びに年始及び年末
京都市太秦障害者デイサ ービスセンター		午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日 並びに年始及び年末
京 都 市 桂 授 産 園		午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日、土曜日及び1 月1日
京都市桂川障害者デイサ ービスセンター		午前8時30分から 午後5時30分まで	日曜日、土曜日並びに 1月1日、年始及び1 2月31日

京都市ふしみ学園	午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日，土曜日，休日 並びに年始及び年末
京都市伏見障害者授産所	午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日，土曜日，休日 並びに年始及び年末
京都市伏見障害者サービスセンター	午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日，土曜日，休日 並びに年始及び年末
京都市だいが学園	午前8時30分から 午後5時15分まで	日曜日，土曜日，休日 並びに年始及び年末
京都市横大路学園	午前8時30分から 午後5時まで	日曜日，土曜日，休日 並びに年始，1月4日 及び年末
京都市横大路福祉工場	午前8時30分から 午後5時まで	日曜日，土曜日，休日 並びに年始及び年末

第1号様式（第2条関係）

京都市身体障害者福祉センター利用証交付申請書

（宛先）指定管理者	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名 年 月 日生 電話 ー

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則第2条第2項の規定により京都市身体障害者福祉センター利用証の交付を申請します。		
利用施設名		
身体障害者手帳	第	号
	障害名	級
申請の理由		

注1 身体障害者手帳の交付を受けている方は、申請の際、提示してください。

2 申請の理由の欄は、申請者が身体障害者手帳の交付を受けていない方である場合のみ記入してください。

第2号様式（第3条関係）

京都市身体障害者福祉センター利用申込書

（宛先）指定管理者	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	電話 ー

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例施行規則第3条の規定により利用を申し込みます。	
利用施設名	
利用の日時	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 時 分～ 時 分 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 午後
利用しようとする団体の名称	
利用人員	人 責任者の氏名
利用場所	
利用目的	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)